

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年9月15日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時45分 散会

付託事件

議案第85号, 議案第87号, 議案第90号, 議案第91号, 議案第92号, 議案第93号中第1表中歳出中第3款, 議案第94号, 報告第51号中別表中歳出中第4款, 令和5年請願第2号, 令和5年請願第3号, 令和5年陳情第12号, 令和5年陳情第13号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第85号 水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- ② 議案第87号 水戸市立小学校, 中学校, 義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第90号 水戸市立石川小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について
- ④ 議案第91号 水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について
- ⑤ 議案第92号 水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事請負契約の締結について
- ⑥ 議案第93号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第3款（民生費）
- ⑦ 議案第94号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）
- ⑧ 報告第51号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第4号））中別表中歳出中第4款（衛生費）

(2) 請願・陳情審査

- ① 令和5年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願
- ② 令和5年請願第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書
- ③ 令和5年陳情第12号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情
- ④ 令和5年陳情第13号 児童生徒におけるマスク着用に関する陳情

2 出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|---------|
| 委員長 | 後藤通子君 | 副委員長 | 藤澤康彦君 |
| 委員 | 中庭由美子君 | 委員 | マーサー川又君 |
| 委員 | 滑川友理君 | 委員 | 鬼澤真寿君 |
| 委員 | 黒木勇君 | | |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（3名）

議 員 打 越 美 和 子 君 議 員 森 智 世 子 君

議 員 須 田 浩 和 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

福 祉 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 小 林 秀 一 郎 君

福 祉 部 副 部 長
兼 福 祉 事 務 所
副 所 長 田 中 誠 一 君

福 祉 部
福 祉 事 務 所 参 事 兼
福 祉 指 導 課 長 平 澤 健 一 君

福 祉 総 務 課 長 櫻 井 学 君

生 活 福 祉 課 長 國 井 敦 男 君

障 害 福 祉 課 長 土 屋 勝 君

高 齢 福 祉 課 長 小 林 か お り 君

介 護 保 険 課 長 高 橋 慎 一 君

こ ども 部 長 兼
福 祉 事 務 所
担 当 所 長 野 口 奈 津 子 君

こ ども 部
福 祉 事 務 所 参 事 兼
子 育 て 支 援 課 長 大 久 保 克 哉 君

こ ども 政 策 課 長 深 谷 貴 美 君

幼 児 保 育 課 長 松 本 崇 君

保 健 医 療 部 長 小 川 佐 栄 子 君

保 健 所 長 土 井 幹 雄 君

保 健 医 療 部
保 健 所 参 事 大 曾 根 明 子 君

保 健 医 療 部
保 健 所 参 事 兼
保 健 総 務 課 長 三 宅 陽 子 君

保 健 医 療 部
保 健 所 技 監 兼
保 健 衛 生 課 長 前 田 亨 君

地 域 保 健 課 長 堀 江 博 之 君

保 健 予 防 課 長 大 冨 要 之 君

国 保 年 金 課 長 関 根 豊 君

教 育 長 志 田 晴 美 君

教 育 部 長 三 宅 修 君

教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 部 参 事 鴨 志 田 泰 君

教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 部 参 事 兼
教 育 企 画 課 長 菊 池 浩 康 君

教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 部 技 監 兼
学 校 施 設 課 長 和 田 英 嗣 君

教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 部 参 事 兼
歴 史 文 化 財 課 長 小 川 邦 明 君

教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 部 参 事 兼
中 央 図 書 館 長 林 栄 一 君

総 合 教 育 研 究 所 長 瀧 健 一 君

学 校 管 理 課 長 山 田 規 生 君

学 校 保 健 給 食 課 長 相 沢 秀 幸 君

生 涯 学 習 課 長 湯 澤 康 一 君

教 育 研 究 課 長 安 田 理 恵 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長 補 佐 綱 島 卓 也 君 書 記 檜 原 和 則 君

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第85号ほか7件、それに請願2件、陳情2件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第85号ほか7件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

初めに、議案第90号、第91号及び第92号につきまして、執行部より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

和田技監兼学校施設課長。

○和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長 おはようございます。

貴重なお時間いただき、ありがとうございます。

昨日、黒木委員から御質問がございました議案第90号から92号の石川小学校長寿命化改良事業に係る御質問のうち、当該事業におけるトイレ整備に関する御質問に対して、私のほうから御説明いたしました内容について一部誤りがございました。訂正し、改めてお答えいたします。

現在、進めております長寿命化改良事業において実施しておりますトイレの整備につきましては、基本的に学校内に1か所に男女とも1基ずつ和式トイレを残して、そのほかを洋式トイレとするという方針で進めているところでございます。

しかしながら、計画段階で整備を行う学校の規模や平面上のトイレの配置や数、利用実態、学校をはじめとする様々な御意見等を踏まえまして、結果として全て洋式化をしている学校もございます。

石川小学校におきましても、南側校舎に主な生活動線を寄せたことにより、児童数に対しトイレの場所や数が限られるということもございまして、学校や保護者の方々など様々な御意見を踏まえまして、全て洋式化するという方針といたしました。

したがって、昨日、和式トイレ1か所を設置するとお答えしたところを全て洋式トイレとすると訂正いたします。大変申し訳ありません。

以上でございます。

○後藤委員長 次に、昨日の質疑で持ち越しとなりました同じく議案第90号、第91号及び第92号のうち、放課後学級について執行部より答弁を願います。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 昨日、黒木委員から御質問がありました石川小学校放課後学級についてお答えいたします。

学校施設課提出資料5ページの平面図をお開き願います。

まず、登録児童数につきましては、8月現在96人です。現状としましては、1日当たりの利用児

童数が50人から60人の間で推移しておりまして、図面最上段の多目的室と図工室を利用して2学級で運営しております。スペースにつきましては、足りている状況でございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 それでは、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第90号、第91号及び第92号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、付託議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、付託議案につきましては一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第85号 水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第85号について採決いたします。

議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第87号見川幼稚園の廃止に反対します。

見川幼稚園は昭和32年に地元の皆さんが資金を出し合って建設した歴史のある園で、今年で創立65周年にもなります。園児は今後増える見込みがないと昨日説明がありましたが、園児が増えるように努力する方向でなぜ動いていないのかと。

あと、見川幼稚園は建て替え計画があって、2019年に旧園舎を取り壊して、仮設の園舎に移りました。新しい見川幼稚園の誕生を地元は期待して待ちました。小学校と隣接する公立の幼稚園に我が子を入園させたいという保護者と、あと地元の願いに応えるべきということで、園児が減れば廃止に向かうのではなく、地元幼稚園の教育内容や保育環境の充実を求め、見川幼稚園の廃止に反対します。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 昨日は、御答弁いただき誠にありがとうございました。

私、議案第87号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨日も御質問させていただいた中でお伝えをいたしたとおり、雇用形態にかかわらず、雇用の確保に務めていただければというふうに意見を述べさせていただきます。

以上です。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 議案第87号は賛成です。

その上で、1点申し述べさせていただきたい点ありますので、よろしく願いいたします。

平成30年の第2回定例会で教育委員会の教育部長の答弁で、これをちょっと引用させていただきますと、幼稚園と保育所を所管する幼児教育課を平成24年4月に教育委員会事務局に設置し、就学前児童に対する教育保育に係る横断的、かつ総合的な施策に対応しておりますという答弁がありました。幼稚園及び保育所に在籍する児童への教育効果を高め、小学校への円滑な接続が図られていると認識しております。さらなる幼児教育の充実に向け、取組が必要ではないかと考えていますという答弁をいただきまして、非常に水戸市の幼児教育から義務教育、小学校への接続というこの教育に関する幼児教育という言葉を使われまして、非常に私も納得し、感動した議会でありました。

しかし、時代の趨勢ではありますけれども、子どもを何とか預けて仕事に行かれる方とか、社会状況の中で国がいろいろ方針を決める中で、この今回、公立の幼稚園がなくなるということに際しては、今後、これから公立がなくなることによって、私立の幼稚園、認定こども園等に行く子どもさんになると思うんですが、しっかりとこの部分のこの当時言われた幼児教育という考え方を水戸市としても、しっかりとこども部のほうで引き継いでいただきたいという思いであります。

残念ながら、現在はこども部の中で幼児保育課という名前になってしましまして、幼児教育課という名前ではないんですけれども、ぜひその部分は私立の施設の運営管理状況もしっかりと市のほうでよく見ていただきながら、その辺は対応をしっかりしていただきたいという意見でございます。

よろしく願いいたします。

○後藤委員長 マーサー委員。

○マーサー川又委員 私も、議案第87号に関しては賛成の立場で、要望というか意見として1つだけ。

私も見川中学校卒業でございまして、あの地域というのは皆さん御存じない方もいらっしゃると思うんですけれども、お隣に妙雲寺というお寺さんがあります。もともとは妙雲寺の土地を皆様のお子様の教育のためにお寺さんが中学校に無償かどうかちょっと記憶がありませんけれども、提供したことから見川小学校、中学校のあそこの地域が学業の場としてできるようになりましたので、妙雲寺というと皆さん、御存じかもしれませんけれども、すぐそばに武田耕雲斎のお墓がございます。歴史の史実には書いておりませんが、井伊直弼の首塚が妙雲寺にはあるんです。武田耕雲斎の武功としてずっと本当に井伊直弼の首があそこにあるんだと思うんです。そういう非常にその水戸の歴史のある場所、その土地の中で、見川小学校、見川中学校が運用しているということをちょっと意識していただきながら、ちょっと全く余談なんですけれども、お話ということで聞いていただければと思います。

以上です。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 私も議案第87号については、賛成いたします。

ただ、先ほど黒木委員が申し述べたとおり、時代の流れと少子化というこの傾向によって、これからも多分、廃園せざるを得ないような状況というのは、もしかすると生まれてくるかもしれない。ただ、そのときに仮に在園している園児がいたとしても、その方たちがここがなくなってしまうのはしょうがない、でもだったら、ここの幼稚園に行きたいと思えるようなそういった幼稚園というのをこれから公立であっても、水戸市内の中でどンドンつくっていただきたい。どういうふうにつくるかといえば、それはやっぱりそれぞれの幼稚園の教育課程はこれはしっかりとやらなきゃいけないんですが、多分それとは別に、特色を出していただきたいということです。これは小中学校も同じです。公立だからといって、全てどこの学校も同じでなければならないというはずはないですから、各学校が公立であっても特色を出しつつ、私は、近い将来は、これは私見ですが、学区なんかフリーにしてもいいんじゃないかというふうに思っています。

つまり、自分が行きたい公立であっても行きたい学校に行くという。そのためにやっぱり、幼稚園であっても小中学校であっても、それぞれがしっかりと特色を示していく。うちではこんな子どもを育てたいんです。そして、それに従って、水戸の子どもたちを育てていく。そういった考え方を持って、これから幼稚園等が廃園になっていく場合にも、だったらこの幼稚園に行って、思えるような幼稚園をぜひ実現していただきたいと意見として述べさせていただきました。

以上です。

○後藤委員長 では、議案第87号について採決いたします。

議案第87号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 水戸市立石川小学校長寿命化改良工事請負契約の締結についてでございますが、議案第91号 水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について及び議案第92号 水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事請負契約の締結についてと関連がございますので、質疑と同様に、これらを一括して採決を行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第90号、第91号及び第92号について、御意見等ございましたら発言を願います。

滑川委員

○滑川委員 議案第90号、91号、92号の議案につきまして、私は賛成の立場から2点ほど御意見をさせていただきます。

昨日もお伝えしたとおり、まず1点目として、事故のない取組ということで、例えば、児童の登下校の時間は車両が入らないようにするですとか、見守りを増員して対応するですとか、児童の安全・安心が担保される事故のない取組に努めていただければと思います。

そして、もう1点ですが、今回多目的トイレが整備させるというところで大変すばらしい取組かと思いま

す。その中で、多目的トイレの表示のマークがピクトグラムといわれるマークですが、ユニバーサルデザインに合わせ、車椅子マークのみではなくて、現代的な工夫されたピクトグラムにぜひ御検討いただければというふうに思います。

私からは以上です。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 議案第90号、91号、92号、賛成の立場から意見を言わせていただきます。

水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備、機械設備工事に関する工事請負契約ですが、この工事により、昨日、執行部から説明いただきました中で、この校舎が20年から25年利用されていくということで、非常に重要な工事になります。建設に係る資材不足や資材価格の高騰が今、社会状況の中で顕著に表れております。その上で、確実な構造物、完成物を確保できるように関係各課としっかりと連携しながらこの事業の確実な推進をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 議案第90号、91号、92号に賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど、滑川委員からもお話がありましたが、児童、生徒がいる中の工事ということで、ぜひとも安全に気をつけて工事をしていていただきたいと思います。

あと、私が小学生のときはなかったんですが、エレベーターと多目的トイレがあるということで、今後も児童、生徒が使いやすい校舎になってほしいと思います。

以上です。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 私は、議案第90号、91号、92号、この3つについては、賛成という立場から1点だけ要望ですね、お話しさせていただきます。

今、中庭委員からお話がありましたように、子どもたちが使いやすいようにということで、特にこのエレベーターというのは、これからこのインクルーシブを考えるとどういう子がそれぞれの公立学校に入ってくるか分からない。私の経験上、車椅子の子を学校で受け入れて、そして、1階から3階まで昇降機をつけていただいて、そして、職員がその昇降機の設置の仕方を研修して、そして、車椅子の子を学校のほうでしっかりと受け入れていたという経験がございます。

これからもそういうケースというのは多分に出てくる可能性がある。逆に、いろんな子がいるということを知ってもらうためにも、そういったことが必要であるというふうに私は思っていますので、ぜひ、全面改修とかあるいは、建て替えとか、そういった事案がこれからもたくさん出てくるかと思いますが、そのときには、どんな子にも対応できるという、ぜひそういう学校をしっかりと計画の段階で練り上げていただいて、そして、一人一人のニーズに応える学校づくりというのをぜひ皆さんのお力でまた実現していただきたいというふうに思います。

以上です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第90号、第91号及び第92号について一括採決いたします。
議案第90号、第91号及び第92号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第90号、第91号及び第92号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第3款（民生費）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第93号について採決いたします。

議案第93号中第1表中歳出中第3款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたら、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第94号について採決いたします。

議案第94号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第51号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第4号））中別表中歳出中第4款（衛生費）について、御意見等がございましたら発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第51号につきまして、賛成の立場から1点申し上げさせていただきます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルスワクチン令和5年度秋接種経費であります。9月20日から始まる75歳以上の方が対象で行われるということで、昨日御説明いただきました。接種を希望する全ての方が滞りなく、また、確実に接種ができるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第51号について採決いたします。

報告第51号中別表中歳出中第4款について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第51号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第85号ほか7件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**後藤委員長** 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは次に、請願・陳情の審査を行います。

初めに、令和5年陳情第13号 児童生徒におけるマスク着用に関する陳情につきましては、昨日付で陳情者から議長に対しまして陳情の取下げ申出書が提出されましたので、御報告をいたします。

なお、本陳情につきましては、本日開催の議会運営委員会におきまして、当委員会において本陳情の審査は行わず、9月25日最終日の本会議において陳情の取下げを承認することについてお諮りすることを確認してございますので、御了承を願います。

次に、令和5年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに、本請願の内容につきまして事務局より朗読させます。

なお、請願の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○**事務局** 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願。請願趣旨。

学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけにとどまることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項。

1, 中学校での35人学級を早急に実施すること。また, さらなる少人数学級について検討すること。

2, 学校の働き方改革, 長時間労働是正を実現するため, 加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3, 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため, 地方財政を確保した上で, 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上です。

○後藤委員長 それでは, 内容につきまして御意見等がございましたら発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 この2枚目に紹介議員ということで, 各会派から紹介人がいることで出ていますので, ここで諮っていただければというように思いますので, お願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは, 本請願の取扱いにつきましてはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは, お諮りいたします。令和5年請願第2号を採決することにしたと思いますが, これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め, これより挙手によりまして採決いたします。

令和5年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願につきまして, 採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって, 令和5年請願第2号は採択すべきものと決しました。

本請願につきましては, ただいまのとおり, 最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが, 委員会報告書の作成につきましては, 正副委員長に御一任願いたいと思いますが, これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め, そのようにさせていただきます。

なお, 本請願の採択に伴う意見書の案文につきましても, 正副委員長に御一任願いたいと思いますが, それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め, そのようにさせていただきます。

以上で, 令和5年請願第2号についての審査を終了いたします。

次に, 令和5年請願第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

本請願につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに、本請願の内容につきまして事務局より朗読させます。

なお、請願の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○事務局 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書。

請願趣旨。

現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改正案が第211回通常国会で成立しました。しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行、交付すると定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条個人の尊重に反しています。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており、生命に関わる問題として不安が広がっています。マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。

こうした趣旨から以下のことを請願します。

請願項目。

1、健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。

以上です。

○後藤委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言を願います。

なお、マイナンバーカードについては、デジタルイノベーション課が担当課であるため、総務環境委員会の所管となっております。国民健康保険証に関する事項など、本委員会の所管事項について御質問をいただきますようお願いいたします。

中庭委員。

〔「質問」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御意見です。

○中庭委員 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書に賛成します。

現在、この健康保険証廃止については様々な問題が指摘されています。個人情報漏えいのリスク、システムエラーの場合、全額医療費、10割負担ですね、をしなくてはならない。特に年齢を重ねた場合や施設に入所している方は、暗証番号を忘れた場合はどうなるのか。何よりもマイナ保険証に他人の情報が登録されていたケースはマイナンバー情報総点検本部で集計し、中間報告として公表した結果、8月8日、1,069件新たに見つかって、合計で8,441件です。命に関わる問題です。

昨日の茨城新聞でも、マイナ保険証への医療機関や利用者らの不満は根強く、見直しを求める声が上がっていると報道されました。政府は資格確認書を申請なしでマイナ保険証を持っていない人に送付することも検討すると言い出しましたが、これまでどおり保険証を存続すればいいだけです。保険証とは違い資格確認

書を毎年送付するということにもなれば、保険組合の人に多大な業務を押しつけることにもなります。

来年秋の保険証廃止ありきをやめ、国民と医療現場の声に従って、健康保険証を存続すべきと考え、健康保険証の廃止反対の立場からこの請願に私は賛成です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 この請願の中で、医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされておりということで、今、社会問題になっているこういった誤ったひもづけの事例が、国においては秋までにこのチェックは完了させるということで、今、作業を進めているというふうに認識しております。

また、水戸市議会のこの中では、国保が市の役割でありますけれども、社保とか組合けんぽは市のほうで所管しておりませんので、こういう部分も含めて、一旦継続していただきまして、よく確認し、国の動向も見ながら、議論を進めていけばよいかというふうに思いますので、継続でお願いしたいと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、本請願の取扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、お諮りいたします。令和5年請願第3号につきましては、継続審査とすることはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本請願につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、令和5年請願第3号についての審査を終了いたします。

次に、令和5年陳情第12号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに、本陳情の内容につきまして事務局より説明をさせます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○事務局 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情。

陳情趣旨。

新型コロナワクチン（mRNAワクチン）は、従来のワクチンとは全く違う新しいタイプの薬剤である。本来、ワクチンというのは健康な人体に対し、特定の疾病発症の予防効果を期待して接種するもので、その臨床試験は長い期間をかけ慎重に行われてきた。

ところが、新型コロナワクチンは国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため、特例承認という扱いで当初から接種が奨励されてきた。新型コロナワクチンの接種に当たっては、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施の年月日、予防接種の種類、予診票などの様々な情報が記録され、接種を実施する市町村において保存が義務づけられており、接種履歴についても、これらの記録に含まれるものと類推される。

当該記録に係る保存期間については、厚生労働省が国、都道府県、市町村向けに作成した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き 17 版の第 4 章の 8 (2) の保存年限等において、少なくとも 5 年間と定められている。また、医療機関が保有している予診票の控えについても厚生労働省が作成した新型コロナワクチンに係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き 13 版の第 5 章 3 (5)、接種に当たっての事務において原則として 5 年間保存することと定められている。

しかしながら、新型コロナワクチンは緊急時における特例承認であり、その治験期間も通常の予防接種に使用されるワクチンと比較して極端に短く、長期的な副反応の臨床データはまだ存在しておらず、将来何が起こるかは専門家も含め誰も分からない。仮に数年後、十数年後に市民に重篤な副反応が生じたときに接種履歴が廃棄されていた場合、統計調査による原因の究明、検証が困難になるのはもちろんのこと、健康被害が発生した場合、患者の治療及び救済に支障を来し、被害の拡大にもつながりかねない。

また、既に年齢 18 歳未満の者、以下未成年者という。接種も進んでいるが、未成年者は成人と比較して体格はもちろんのこと、臓器及び身体機能は発育の途上にあり未成熟である。ワクチン接種時における未成年者は、成年者と比較してさらに慎重に備えるべきであることは容易に想像ができる。数年後、十数年後に発現する健康被害の可能性を鑑みて、若年層はもとより、接種者全員の接種履歴は特別に長期にわたり保存することが必須である。

よって、下記事項を陳情する。

陳情事項。

1、国に対し、新型コロナワクチン接種者全員の接種履歴の保存期間の延長、初回接種日時点から 20 年以上を義務づける処置を行うよう、要望等を提出すること。

2、国に対し、接種時における未成年者である接種者については、上記 1 に加え、さらなる保存期間の延長を義務づける処置を行うよう要望等を提出すること。

3、市及び市立の医療機関は、接種者の接種履歴の保存期間を延長すること。

4、市内の医療機関に対し、接種者の接種履歴の保存期間を延長するよう要望を行うこと。

以上です。

○後藤委員長 この際、執行部から本陳情に係る状況について説明を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、執行部から説明をお願いします。

大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 新型コロナワクチン接種履歴の保存期間について、御説明させていただきたいと思い

ます。

まず、保存に関する根拠法令といたしましては、予防接種後に基づく定期接種等は、予防接種法第9条の3におきまして、市町村長に対し、予防接種に関する記録の作成が義務づけられております。記録すべき項目は、予防接種法執行規則第3条に規定されており、あわせて、この第3条に記録保存年限が5年と定められているところでございます。

本市の状況といたしましては、接種記録は健康カルテというシステム上に電子データとして保存しております。あわせて、新型コロナワクチンの全ての予診票のPDF化も進めているところでございます。このため、紙の書類につきましては、法令上の原則にのっとり5年間の保存とし、電子データにつきましては、文書取扱い規定に定められている最長年限であります30年間の保存とさせていただきます。

なお、予防接種法におきましては、その接種を受けた記録としまして、接種を受けた方に予防接種済証を交付することや乳幼児にあつては、母子健康手帳に接種記録を記載することが規定されております。この予防接種済証や母子健康手帳が接種記録の証明書となりますことから、大切に保管していただきたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○後藤委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 本陳情でこの陳情者が訴えている内容の中で、仮に数年後、十数年後に市民に重篤な副反応が生じたときに接種履歴が廃棄されていた場合、統計調査による原因の究明、検証が困難になるのはもちろんのこと、健康被害が生じた場合、救済ができないんじゃないかということで述べられております。

今の社会状況の中で、様々なこのワクチンに対する捉え方をする市民の方、国民の方がいらっしゃるということも間違いなことだというふうには感じております。

その部分も含めて、今、大図課長さんのほうから御説明のありました水戸市においては、電子データで保存をしながらPDF化して、市のほうでは30年間保存していくという説明もいただきました。

この部分、この陳情者の陳情事項で20年以上というのが、それが正しいのかという部分も含めて、もう少し調査をさせていただければありがたいなという思いがありますので、できましたら継続でお願いできればと思いますので、よろしくお願いたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、本陳情の取扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、お諮りいたします。令和5年陳情第12号につきましては、継続審査とすること
でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、請願陳情についての審査を終了いたします。

次に、当委員会の行政視察についてでございます。

本件につきましては、お手元に配付をいたしました行政視察（案）のとおり、10月31日から11月2日までの2泊3日松江市及び下関市の行政視察を実施したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、タイムスケジュール等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、来月の委員会について、お知らせをいたします。

来月の委員会は10月6日金曜日午前10時から開会したいと思いますので、あらかじめ御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分 散会